

26 日 獣 発 329 号

平成 27 年 3 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 「病性鑑定指針」の制定について

このことについて、平成 27 年 3 月 13 日付け消安第 4686 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、新たな「病性鑑定指針」は、農林水産省ホームページ（URL：[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/byouseikantei/pdf/sisin\\_1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/byouseikantei/pdf/sisin_1.pdf)）に掲載されている旨申し添えます。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



26消安第4686号  
平成27年3月13日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「病性鑑定指針」の制定について

このことについて、別紙写しのとおり、都道府県知事宛て通知しましたので、御了知願います。



写

26消安第4686号

平成27年3月13日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「病性鑑定指針」の制定について

家畜の伝染性疾病の発生に際し、都道府県における病性鑑定を迅速かつ的確に実施し、もって家畜防疫の円滑な推進に資するため、農林水産省では、病性鑑定の標準的な手法を示した「病性鑑定指針」（平成20年6月2日付け20消安第880号農林水産省消費・安全局長通知）を定めたところです。

その後、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の改正や特定家畜伝染病防疫指針の見直しを行うとともに、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラについても、当該指針を定めました。

また、一部の地域では、慢性疾病が畜産振興上の大きな問題となっている事例が散見される一方、迅速な結果判定を可能とする遺伝子検査が普及するなど、病性鑑定をめぐる情勢は変化しています。

このような状況を踏まえ、今般、「病性鑑定指針」の全面的な見直しを行いました。都道府県におかれましては、本指針制定の趣旨に鑑み、病性鑑定に係る検査技術の一層の向上を図りつつ、国やナショナルレファレンスラボラトリーである動物衛生研究所と連携し、迅速かつ的確な病性鑑定の推進に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本指針の制定に伴い、現行の病性鑑定指針は廃止することとしましたので御了知ください。